

南魚沼市監査委員告示第 4 号

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成29年7月25日

南魚沼市監査委員 小林 勝 巳

南魚沼市監査委員 桑 原 圭 美

南魚監第32号
平成29年7月25日

南魚沼市長 林 茂 男 様
南魚沼市議会議長 黒 滝 松 男 様

南魚沼市監査委員 小 林 勝 巳

南魚沼市監査委員 桑 原 圭 美

定期監査及び行政監査の結果に関する報告について（その1）（提出）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

平成28年度における財務事務の執行状況及び施設、園児の安全管理並びに運営状況全般

2 監査の実施期間及び対象箇所

平成29年6月27日から平成29年7月4日まで

実 施 日	監 査 対 象
平成29年6月27日	八幡保育園 西五十沢保育園 宮保育園
7月 3日	上原保育園
7月 4日	五日町保育園 四十日保育園

3 監査の方法

各保育園に赴き、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、園長等から説明を受け、その後質疑応答を行い、園内巡回し施設の管理状況を確認するとともに、関係諸帳簿及び書類の抽出による調査等の方法により実施した。

4 監査の主眼

今回は、以下の点を主眼に監査を実施した。

- (1) 平成28年度予算の執行は計画的、効率的に行われているか。
- (2) 施設及び児童の安全管理は適正に行われているか。
- (3) 運営は適正に行われているか。

5 監査の結果

予算の執行及び事務処理等はおおむね適正に行われており、施設等の管理についてもおおむね適切に実施されているものと認められた。

監査委員としての所感は以下のとおりである。

(1) 保育の状況

- ・いずれの保育園も、園の立地環境を生かした保育を心がけていた。市中心部の園では交通量が多いが、散歩や園外保育を積極的に取り入れ園児の交通安全指導をしているとのことであった。小規模園では、小規模ならではのアイデアを取り入れた保育をしていた。いずれの保育園も恵まれた自然環境の中、学校・家庭・地域との連携を積極的に心がけ、個々に寄り添った保育業務をしていた。
- ・安全管理面については、年間避難訓練計画をたて毎月避難訓練を行っていた。不審者対応は、地区の駐在さんから直接指導を受け訓練を行っていた園もあった。
- ・アレルギーを有する園児に関しては、家庭と職員全員で随時情報を共有し、献立、調理、配膳から食するまで確認点検を繰り返し細心の注意を払っていた。蜂アレルギーの園児が在園している園があったが、対処マニュアル等を備え対応訓練をしているとのことであった。
- ・保険対応の事故が散見されたが、いずれも大きな事故にいたるものではなかった。今後も園児の安全には細心の注意を払っていただきたい。

(2) 保護者との関係

- ・いずれの保育園も保護者との意思疎通を大切にし、個人面談や送迎時の情報交換などにより信頼関係をもちながら個々の保育に繋げていた。子どもの発達状況についての相談には、保護者と情報を共有し他の機関との連携を図りながら早期に対応をしている。

(3) 施設の管理状況

- ・担当課の臨時職員（環境パトロール）が各施設を巡回し施設トラブルについて迅速に対応している。老朽化した保育園については、大規模改修がされており現在大きな問題はないとのことであった。

(4) その他

- ・八幡保育園が改築され今年度4月より使用を開始している。保護者駐車場が広くなり送迎時の路上駐車で近隣に迷惑をかけることがなくなったとのことであった。冷暖房にペレットを使用しているが、日々のメンテナンスが必要とのことであった。日常の管理が現場保育士への負担とならないよう配慮していただきたい。